

事業番号	16 01 20	事業改善シート（25年度実施事業分）				<input type="checkbox"/> 予算要求	<input type="checkbox"/> 当初予算案	<input type="checkbox"/> 補正予算案	<input checked="" type="checkbox"/> 点検
事業名	犯罪被害者支援事業					担当課	部局	警察本部	
総合5か年計画	プロジェクト					課・室	警務課		
	施策の総合的展開	4-2 県民生活の安全確保 1 犯罪のない安全な社会づくり				E-mail	police-keimu@pref.nagano.lg.jp		
						実施期間	H13 ~		

1 事業の概要

目指す姿	犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるまでの間、被害の状況及び原因や被害者等が置かれた個々の状況等に応じた適切で途切れることのない支援を確保するため、国・県・警察・自治体・関係団体等の連携及び広報啓発を強化し、犯罪被害者に対する支援、人権の保護対策を組織的に推進し、犯罪の潜在化防止と県民生活の安全を確保する。			
現状	<input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援に関する社会の認識を深めるため、更なる広報啓発及び県、市町村等のレベルでの犯罪被害者支援ネットワーク活動の強化が必要不可欠。 <input type="checkbox"/> 民間被害者支援団体「長野犯罪被害者支援センター」における直接支援活動が増加傾向にある。			
県が関与する理由	県でなければ実施不可（法令等義務）	【左記の説明、根拠法令等】 犯罪被害者等基本法及び第2次犯罪被害者等基本計画、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律、警察法		
事業内容	① 成果目標（H25）			
	<input type="checkbox"/> 被害者支援に関する広報啓発活動の強化 <input type="checkbox"/> 長野犯罪被害者支援センターとの連携と基盤強化に向けた支援 <input type="checkbox"/> 被害者の経済的・精神的負担軽減への継続的な取組			
	② 事業内容 (単位:千円)			
	項目	実施方法	H25事業実績	H25 (当初) (決算) H26 (当初)
1. 被害者支援員の育成	直接	被害者の立場に立った的確な支援活動を行うための研修参加経費	794 702 794	
2. 被害者支援活動経費	直接	・被害者支援に関する広報・啓発活動経費 ・被害者の経済的・精神的負担軽減に要する経費 等	2,398 2,004 2,374	
3. 被害者支援団体への補助金	補助金	NPO法人長野被害者支援センターが行う被害者支援事業に対する補助	1,500 1,500 1,500	
合計			4,692 4,206 4,668	

事業コスト	区分(単位:千円)		23年度	24年度	25年度	26年度	成果目標の達成状況					
	予算額	前年度繰越					項目	H24末(実績)	H25			H26目標
		当初予算	5,182	4,782	4,692	4,668			目標	成果	達成状況	
		補正予算										
		合計(A)	5,182	4,782	4,692	4,668						
	Aの財源	国庫支出金	1,767	1,584	1,544	1,536						
		県債										
		その他()										
		一般財源	3,415	3,198	3,148	3,132						
	決算額(B)		4,365	4,526	4,206							
概算人件費	職員数(人)	2.00	2.00	2.00	2.00							
	概算人件費(C)	16,516	16,516	16,516	16,516							
概算事業費(B(A)+C)		20,881	21,042	20,722	21,184							

目標に対する成果の状況	<input type="checkbox"/> 各種公費負担制度の運用により、被害者等の経済的・精神的負担の軽減が図られた。 <input type="checkbox"/> 補助金交付により、長野犯罪被害者支援センターが実施する被害者支援事業への補助を行うことで、被害者に対する継続的な支援が実施された。
-------------	---

2 今後の事業の方向性

今後、事業をどのようにしていきたいか	<input type="checkbox"/> 事業を実施しない <input type="checkbox"/> 事業を見直して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事業を現行どおり実施 犯罪被害者等基本法及び第2次犯罪被害者等基本計画等から、犯罪被害者等への支援は、地方公共団体の責務であり、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、適切かつ途切れることのない支援を確保し、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現するため、本事業については、継続的に実施する必要がある。
--------------------	--